○総務省令第百十一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送（第十八条―第二十四条）
第四章　地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送（第二十五条―第四十八条）」を
第一節　二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十五条―第三十二条）
第二節　二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（第三十三条―第四十八条）」
に改める。

第三章の章名中「地上基幹放送局」の下に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）」を加える。

第四章の章名中「地上基幹放送局」の下に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下この章において同じ。）」を加える。

第四章第一節の節名中「行う」の下に「テレビジョン放送及び」を加える。

第四章第二節の節名中「行う」の下に「テレビジョン放送及び」を加える。

第三十三条中「行う」の下に「テレビジョン放送及び」を加える。

第四十八条中「第三十条」を「第二十四条の六」に、「第三十一条」を「第二十四条の五」に、「同期パケット」を「、同期パケット」に改める。

第四章中第二節を第三節とする。

第四章第一節の節名中「行う」の下に「テレビジョン放送及び」を加える。

第二十五条中「を用いて行うマルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。以下この章において「マルチメディア放送」という。）」を「（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。第三十三条において同じ。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送」に改め、「（以下「セグメント連結伝送放送」という。）」を削る。

第二十七条第一項第二号中「別表第二十二号に示すＩＰパケット又はＩＰパケットを圧縮したもの（以下「ＩＰパケット等」という。）」を「ＩＰパケット等」に改める。

第二十八条第一項中「ＯＦＤＭセグメント（以下この節」の下に「、別表第九号、別表第十号、別表第十四号」を加える。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

（適用除外）

第三十条　第四条第一項の規定は、第二十五条に規定するテレビジョン放送及びマルチメディア放送には適用しない。

第三十一条　削除

第三十二条中「並びに第二十二条」を「、第二十二条、第二十四条の五第一項及び第二項並びに第二十四条の六」に、「セグメント連結伝送放送」を「第二十五条に規定するテレビジョン放送及びマルチメディア放送」に、「「一セグメント形式」を「「一セグメント形式」に改める。

第四章中第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節　九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

（適用の範囲）

第二十四条の二　この節の規定は、九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるものに適用があるものとする。

（多重化）

第二十四条の三　符号化信号は、第三条第一項に規定されるもののほか、次に掲げる伝送方法によるものとする。

一　パケットにより多重すること。

二　任意の長さでグループ化し、その構成は、別表第二十二号に示すＩＰパケット又はＩＰパケットを圧縮したもの（以下「ＩＰパケット等」という。）によること。

三　ＩＰパケット等による情報は、別表第二十三号に示すＵＬＥパケットにより伝送すること。

四　ＵＬＥパケットによる情報は、ＴＳパケットにより伝送すること。

2　ＴＳパケットにより伝送される符号化信号の伝送制御は、第三条第二項に規定する伝送制御信号のほか、ＡＭＴ（放送番組番号を識別するサービス識別子及びＩＰパケット等を関連付ける伝送制御信号をいう。以下この条において同じ。）により行うものとする。

3　ＡＭＴの構成は、セクション形式によるものとする。

4　ＩＰパケット及びＵＬＥパケットの送出手順並びにＡＭＴの構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。